

文化遺産地域活性化推進事業実施要項

平成25年5月15日
文化庁長官決定

1. 趣旨

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、古典に親しむ活動、子ども達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業や、重要文化財建造物や史跡等の公開活用など、文化振興とともに地域活性化に資する各地域の実情に適した総合的な取組を支援することを目的とする。

2. 実施方法

- (1) 地方公共団体が、上記趣旨に基づき、文化遺産地域活性化推進事業実施計画（以下、「実施計画」という。）書（様式1）を作成し、文化庁に提出する。
- (2) 文化庁は、提出された実施計画書について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 地方公共団体は、実施計画終了後に文化遺産地域活性化推進事業実施報告書（様式2）を文化庁に提出する。
- (4) 地方公共団体は、実施計画書の内容に変更が生じる場合は、速やかに文化庁に報告することとする。

3. 対象となる文化遺産の範囲

本事業において、対象とする文化遺産の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術振興基本法第10条に定める伝統芸能
- (2) 文化芸術振興基本法第12条に定める生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの
- (3) 文化芸術振興基本法第13条に定める文化財等
- (4) 文化芸術振興基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

4. 補助の対象となる事業

上記2.（2）における文化庁の補助事業は、次のとおりとする。なお、これらの事業を実施するために必要な事項は別に定める。

- (1) 文化遺産を活かした地域活性化事業
- (2) 文化財建造物等を活用した地域活性化事業
- (3) 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業

5. その他

- (1) 上記2の方法により実施が困難な事業で、文化庁長官が認める場合はこの限りではない。
- (2) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

平成 年度 文化遺産地域活性化推進事業実施計画書

①地方公共団体名			
②計画の名称			
③計画期間		平成 年 月 日	～ 平成 年 月 日
④計画の概要			
⑤実施体制			
⑥平成 年度の補助事業の概要			
ア 補助金の申請を予定している事業			
	事業名	補助金申請予定額	
	文化遺産を活かした地域活性化事業	千円	
	文化財建造物等を活用した地域活性化事業	千円	
	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	千円	
	合 計	千円	
イ 補助金の申請を予定している事業の概要			
⑦その他の事業（自主財源、民間団体、他省庁等からの補助（支援）を予定している事業など）			
⑧計画実施により想定される効果等			
⑨担当者連絡先			
担当者氏名			
電 話		F A X	
E-mail			
住 所			

平成 年度 文化遺産地域活性化推進事業実施報告書

①地方公共団体名			
②計画の名称			
③計画期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
④実施状況（概要）			
⑤事業実施による効果			
⑥担当者連絡先			
担当者氏名			
電 話		F A X	
E-mail			
住 所			